

大阪地方裁判所
事件係支4
57 8. 30
時 分 秒

控

執行停止決定申請

大阪市西成区藪之茶屋二丁目五番地二三号

解放会館(六三三二一四二七三)

申請人

大阪市西成区藪之茶屋二丁目四番二号

被申請人 大阪府西成警察署長

行政処分執行停止決定申請事件

申請の趣旨

被申請人が昭和五七年八月二十九日付で申請人に対してな
した、道路使用許可申請書(別紙一)に対する条件付許可
のうち、行政処分取消請求事件にかかぬ部分について

同事件の判決が確定するまでこれを停止するとの裁判を
もてめる。

申請の理由

第一、被申請人の行政処分がなされるまでの経緯

一、申請人 [REDACTED] は八月二七日道路使用許可申請(別紙一)
を被申請人 大阪府西成警察署長 [REDACTED] に対してなし、
受理されたものである。

二、同申請に対し、被申請人は八月二十九日、別紙二の許可
条件を付して許可処分をなした。

第二、許可に付された条件は違法である。

午後六時から八時まで「あいりん地区」内での街頭宣伝
の不許可は、過去の例からみても不当なものであり、

その可許可理由にはなくらみるべきものがなく、違法な
ものである。

第三、執行停止の必要

取消し訴訟の対象となつて了る許可条件は、申請
期間の早い時期に執行停止せしめなければ、申請人
の街頭宣伝活動に回復がたい損害をもたらすもの
である。

よつて申請人は本案判決確定に至るまで本件
許可条件の執行停止を定める緊急の必要があるの
で、本申立に及んだ次第である。

疎明方法

一、疎甲第二号証

訴状写

二、

二、疎甲第二号証 「釜ヶ崎夏祭り」報告（実行委員）
[REDACTED] 報告

三、疎甲第三号証 「秋葉屋南公園占用許可証」（大阪市指令公南免二五号）

四、疎甲第四号証 西成警察署交通課の許可条件限定に対する意見書

（釜ヶ崎日雇労働組合見解）

五、疎甲第五号証 「バス」行進に関する西成警察署指令第二四〇号

六、疎甲第六号証 「就労甲並書察止反対」ビラ（西成労働福祉センター労組発行）

以上

大阪地方裁判所

御中